

長野県道路公社公募型プロポーザル方式試行要領運用指針

(平成 27 年 1 月 13 日)

(平成 30 年 1 月 5 日改正)

1 趣 旨

この運用指針は、長野県道路公社公募型プロポーザル方式試行要領に基づいて業務を実施するに当たり、必要な細目を定め、適正な事務・審査手続きが行えるようにするものである。

2 事務手続

(1) 掲示期間

掲示期間の最終日は、参加表明書の提出期限と合わせる。

質問受付期間は、掲示期間内とする。

(2) 技術提案書提出部数

技術提案書の提出部数は1部とし、原本は長野県道路公社において保管する。

3 掲示

技術提案を求める具体的内容、ポイントを十分整理して、項目により明記する。

4 技術提案書

(1) 技術者評価型の評価基準の運用を次のとおりとする。

技術提案書の評価は、評価項目ごとに点数化して評価することとし、その基準は別紙(様式 9-1 号)のとおりとする。

1) 評価すべき項目は、以下に示す①～⑤を参考としつつ、業務の特性に応じて適宜設定するものとする。

①配置予定の技術者の資格等は、次の例を参考に業務ごとに目安を設けて判断する。

ア) 資格 : a 管理技術者の資格 : 要件として求めた専門分野の技術士またはRCCM等の資格状況

[A: 資格を有する B: - C: -] ※A以外は該当なし

b 照査技術者の資格 : 相当する資格による。

[A: 技術士 B: RCCM C: その他]

c 担当技術者の資格 : 相当する資格による。

[A: 技術士 B: RCCM C: その他]

イ) 業務経歴 : 管理技術者あるいは照査技術者としての経歴年数

	A	B	C
管理技術者	多い	少ない	なし
照査技術者	○年以上	△年以上○年未満	△年未満

※ 主任技術者を含めることができる

※ 技術士取得後の実務年数を目安にする例もある

ウ)同種または類似業務の実績 : 該当技術者として、同種または類似業務の実績件数

	A	B	C
管理技術者 担当技術者	豊富 過去○年以内 △件以上	少ない 過去△年以内 □件	なし

※ 監理技術者、照査技術者、担当技術者の種類を問わない

エ)手持ち業務量 : 下記の表を目安とするが、業務場所も考慮して評価する。

	A	B	C
管理技術者	少ない:0~4件	問題ない:5~6件	多い:7件以上
照査技術者	少ない:0~3件	問題ない:4~5件	多い:6件以上
担当技術者	少ない:0~2件	問題ない:3~4件	多い:5件以上

②動員計画及び費用 : 下記の例を参考に業務ごとに目安を設けて判断する。

		A	B	C
動員計画		効率的な技術者動員計画となっている	A、Cに該当しない	業務内容に比べ技術者数が多い
費用	例 1)	予算額以内	予算額+20%以内	予算額+20%超
	例 2)	予算額-10%以上	予算額以内	予算額を超える

③技術提案の内容

ア)技術提案の的確性 : 求めた技術提案項目に対して、的確な提案がされているかを判断する。

A	B	C
求められている提案項目に的確に提案している	A、Cに該当しない	求められている提案項目に的確な提案がされていない

イ)提案技術の個別審査 : 提案項目ごとに定められた視点で判断する。

視点 項目	独創性 (点)	的確性 (点)	実現性 (点)	経済性 (点)	その他(点) (環境配慮等)
提案項目1	有無	有無	有無	有無	有無
提案項目2	〃	〃	〃	〃	〃
提案項目3	〃	〃	〃	〃	〃
評価結果	A:優れている B:A、C以外 C:優れていない	A:優れている B:A、C以外 C:優れていない	A:優れている B:A、C以外 C:優れていない	A:優れている B:A、C以外 C:優れていない	A:優れている B:A、C以外 C:優れていない

※ 評価する視点は、業務ごとに設定すること。

④技術者の技術力及び意欲等 :プレゼンテーションにより判断する。

A	B	C
業務に対する理解度、技術提案の表現力、説明の明確さ、業務に対する意欲が高い	A、Cに該当しない	業務に対する理解度、技術提案の表現力、説明の明確さ、業務に対する意欲が低い

⑤費用と技術提案の整合性 :採用すべき優れた技術提案のみに加点する。(加点する最大者数は、審査前に確認する。)

[A:優れている B:- C:-]

(2) 評価の手法

評価項目①、②は、提出資料に基づき事務局が評価案を作成し、建設コンサルタント等技術評価委員会で確認する。

評価項目③～⑤は、委員が個別に評価する。

5 その他

(1) 建設コンサルタント等技術評価委員会委員は、担当職員・事務職員を含めて広く指定するものとする。

(2) 長野県道路公社請負人選定小委員会は、委員が行った評価の結果を審査した上で、評価点の最高者について特定候補者とするか否かを決定する。

(3) 随意契約根拠は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による。